

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう・4 前文は日本国憲法を概括的にまとめ表現している

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう・4 前文は日本国憲法を概括的にまとめ表現している

前文は「日本国憲法を概括的にまとめ表現している」

- 1. 日本国憲法は、「国民主権」に基づく。（主権在民主義）**
「日本国民は、正当に選挙された・・・・ここに、主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」
- 2. 日本は全世界の国民の平和を望んでいる。（恒久平和主義）**
「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の・・・平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」
- 3. 基本的人権の尊重及び平和的生存権の確立（4つの自由：「表現の自由、信教の自由、欠乏からの自由、恐怖からの自由」）**
「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭・・・ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」
- 4. 国際協調・国際平和主義の確立**
「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。」
- 5. 日本国民は理想の実現へ努力する。（決意と誓いの宣言）**
「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

——— このように前文は、憲法が制定された考え方や目的が記述され、日本国憲法の内容を概括的にまとめています。

憲法は、国家運営の最高法規であり、本文には「三大原則」や「三権分立」など日本の法律すべての基礎となることが制定されています。

したがって、その前文を知るとは、本文制定の前提を理解することとなり、本文の内容が一層深く理解できることとなります。

また、近年「憲法改正」が論議されていますが、日本国憲法の正確な知識とその意味を知らなければ憲法改正論議を理解することもできません。

日本国憲法の内容

前文

- 第一章 天皇（第1条～8条）
- 第二章 戦争の放棄（第9条）
- 第三章 国民の権利及び義務（第10条～40条）
- 第四章 国会（第41条～64条）
- 第五章 内閣（第65条～75条）
- 第六章 司法（第76条～82条）
- 第七章 財政（第83条～91条）
- 第八章 地方自治（第92条～95条）
- 第九章 改正（第96条）
- 第十章 最高法規（第97条～99条）
- 第十一章 補則（第100条～103条）

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

傾聴

語り部スキル

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 キーワード検索はこちら

📄 サイトマップ 📄 このサイトについて 📄 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.